

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第137回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話042-769-8331 (直通)		
開催日時		令和4年6月30日(木) 午後1時30分から午後2時40分まで		
開催場所		Web会議		
出席者	委員	12人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	3人(情報公開・文書管理課長、同総括副主幹、同主任)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		-		
会議次第		<p>議 題</p> <p>1 第136回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について</p> <p>2 諮問事案に係る調査審議について</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について</p> <p>(2) 相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例における「公文書」の定義について</p> <p>(3) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について</p> <p>3 保有個人情報取扱事務の登録等について(報告)</p> <p>4 その他</p>		

主な内容は次のとおり

1 第136回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第136回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（案）について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

2 諮問事案に係る調査審議について

(1) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について

事務局から答申（案）を説明した後、調査審議が行われた。

(会長) 過去3回の審議会においてご審議いただき、かつ、事務局から答申（案）について事前に送付いただいたところである。そのときには、この答申（案）についてご意見がなかった。さらに、「結びに」は、審議会の委員の考えを明記することが必要だと考え、骨子を示したうえで、具体的にどのようなものを追加すべきかを合わせて事務局から聞いてもらった。それについても、委員から意見がなく、私としても字句の訂正以外は修正することがなかった。そのため、この答申（案）をもって審議会の答申としてよいのではないかと思っている。ただ、メールのやり取りだけでなく、審議会の場で答申（案）に対して意見を出してもらえるのであれば、これについては歓迎したいと思っている。何か意見があれば、この場で発言していただきたい。

(寺田委員) 語句の訂正になるが、資料1の最後のページの「こうした経過を踏まえて」の「経過」は、「経緯」ではないのか。その前に使われている「経過」も「経緯」ではないかと思うが、「経過」よりも「経緯」の方が良いと考える。

(会長) 確かに、語感としては「経緯」の方がより適切かもしれない。「結びに」の中央の段落の2行目及び最後の段落の1行目の「経過」を「経緯」に変えるという提案であるが、いかがか。

(寺田委員) 最初の「経過」については、どちらでもよいと思う。

(会長) 1つだけ変えてしまうと、後ろの言葉が前の言葉をどれだけ受けているのかがわからなくなるので、「経過」を両方「経緯」に変えるというのはいかがか。

(異議なし)

(会長) 答申（案）では「経過」が2か所あるが、これを「経緯」に変更することとするが、これについて事務局で意見があるか。

(事務局) 特に問題はないと考えている。

(会長) では、「経過」をそれぞれ「経緯」に修正する。そのほかで、字句の訂正も含めていかがか。

(異議なし)

(会長) このたびは、個人情報保護法の抜本的な改正があり、続けて審議会を開催した。その間、長時間にわたりご審議をいただき、大変感謝している。ただいまの答申（案）に2か所の修正をしたうえで、答申として確定する。事務局には、本日欠席した委員がいるため、確定した答申をすべての委員宛てに電子メールで送付してほしい。事務局は、それによる

しいか。

(事務局) 承知した。

(会長) 答申の日付について気づいた方もいるかもしれないが、答申日が令和4年7月21日となっており、本日はない。会長と副会長が市長に答申を直接手渡しすることとなっており、それを7月21日に予定している。審議会としては、重要な答申については、直接市長に手渡しすることとしたいと以前より考えていた。審議会では、その方が答申の重みがあることと、答申内容の今後の実施について全庁がより自覚的になるものと考えていたので、私としてもそのようにしたものである。

(2) 相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例における「公文書」の定義について

事務局から「公文書の除外規定」を説明した後、調査審議が行われた。

(会長) 事務局からの説明について質問等はあるか。質問等が特にないようであれば、事務局に答申(案)を読み上げてもらいたい。

(事務局による答申(案)の読み上げ)

(会長) 前回下重委員から質問があり、事務局でも検討してもらったが、結論としては今、事務局が説明したとおりである。下重委員はいかがか。

(下重委員) この点については、山口課長とも直接メールでやりとりをして論点が明確になった。結論は、事務局が作成した「公文書の除外規定について」の資料で言い尽くされていると思う。歴史的文化的資料についての明確な定義は、国においても存在せず、特定の属性を有する記録や資料がこれに該当するかどうかという議論はそもそも成り立たない。公文書から特定の記録や資料を除外する場合、国では、「特別の管理」行為が存在するが要件となっており、そのような実態が市にあるのかということが論点になる。この点において、資料の結論にも書かれているが、市は国と同じ規定ではないが、行政資料コーナーの資料の保存管理や市民のアクセスの方法についてはしっかり管理ができており、国が規定しているような「特別の管理」に相当する水準まで整備されている。関係する条例の条文上の表現など形式面では分かりにくいところもあるが、実態は全く問題がない状況にあるものと考えられ、この資料のとおりを実施して良いと判断した。今般、制度変更にもなるとして国の公文書の定義が自治体の条例にも影響することになったが、これによって従前より問題なく設計されていた市の制度が混乱するのは避けたいところで、議題1の答申のとおり、市のこれまでの取組をできるだけ尊重した中で新たな制度に移行すべきだと思う。

(会長) 答申(案)について何か意見はあるか。

(異議なし)

(会長) では、事務局の答申(案)を審議会の答申として確定したい。これによって、継続案件の諮問に係る調査審議はこれで終了となる。ここで、新制度開始までのスケジュールについて、事務局から説明してもらいたい。

(事務局の説明)

(会長) これまでの事務局の説明に対して質問があるか。新法における該当部分の施行が令和5年4月であり、条例の施行の時期もそれに合わせているということではよいか。

(事務局) そのとおりである。

(3) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

事務局からの概要説明、実施機関である市民税課から説明の後、質疑応答が行われた。

(慎委員) 職員のシステム利用権限について、アクセスできる端末が特定されているか。

(実施機関) そのとおりである。

(慎委員) IDとパスワードがあればアクセスできるものではなく、IDとパスワードと端末で制限しているか。

(実施機関) そのとおりである。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、軽自動車税関係手続のオンライン化について、諮問の内容を相当とする答申を行った。

3 保有個人情報取扱事務の登録等について(報告)

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

事務局からの報告の後に、次の質問があった。

(会長) 抹消というのは事業がなくなったので、登録簿を抹消したと考えてよいか。

(事務局) そのとおりである。

4 その他

(事務局) 尼崎市においてUSBメモリが一時的に紛失したという事案があり、本市の再委託の管理・監督の状況がどのようになっているかについて委員からの意見があると伺っているが、どのような意見でしょうか。

(会長) 今の件については、昨今の報道により質問があるかもしれないということで事務局とやりとりをしていたが、他の委員から何か質問があったか。

(事務局) 会長以外からは、特にありません。

(会長) 承知した。同じような事案が本市で起こった場合は、大変なことになるので、本市ではどうかということについて、委員の皆様は関心を持っているものと考え、事務局に対し事前に話をしていた。この場で再委託の仕組みを説明すれば、委員の皆様も安心されると思う。

事務局から「個人情報の取扱いに関する特記事項」に関する特記事項等の再委託に関するルール及び庁内において調査を実施していることについて説明を行い、当該説明の後、調査審議が行われた。

(会長) これについては、本日審議会の番外編になるが、尼崎市の全人口の個人情報が入ったUSBメモリを再委託先の会社員が一時的に紛失したという報道があった。結果的にはこれが発見されて、本当に事なきを得たかどうかについては、これからの検証次第であると思う。報道によれば、尼崎市も本市と同様の再委託の禁止、報告の仕組みやルールが設けられていたが、実際には委託先が無断で再委託をしていたことになっている。本件事故は、個人情報の取扱いについてのルールが守られていなかったが、再委託に関してもルールが守られていなかったことが問題となって

いる。日本全国の自治体において、本市と同様のルールが設けられているが、実際にこれが遵守されているかというのは別の問題であり、尼崎市では実際に問題となった。自治体としては、ルールの遵守について監督することが大切ではないかと考えている。ただ、これは道路交通法のスピード違反と同じであり、個人情報に関する事故を完全にゼロにすることはできないと考えている。自治体が再委託の禁止の遵守について一定の監督をしていることが事業者に伝われば、それに応じて遵守の度合いも高まることになるので、このことについて、事務局の判断で必要に応じて調査をしてもらえばありがたいということを非公式に伝えている。今回は、本市には再委託に関する仕組みがあるということを理解していただき、その遵守については、後日何らかの形で審議会に報告いただき、委員の皆様にご安心していただくのがよいと考えている。この件について、何か意見があるか。

(齋藤委員) 会長からスピード違反という話があったが、契約違反があった場合に、違約金を払うことになっているか。単に、監督をしているだけでは、記録媒体を持ち歩くような事態がまた発生することになり、再委託も発生することになる。違約金が発生することで、ある程度の抑止力になると思うが、違約金のようなものを契約時に定めているのかについて教えてほしい。

(事務局) 契約時の約款には、契約違反があった場合には、違約金ではなく契約の解除又は損害賠償という対応を取ることとなっている。

(齋藤委員) 契約の解除又は損害賠償というが、「解除すればそれでよい」ということになって、抑止力にはならないと思う。法律的に難しいのかもしれないが、もう少し抑止力を持たせた方がよいと考える。

(事務局) そのとおりだと考えている。現在、そのような条項は入っていないが、今後の契約については、契約事務全般に関わることになるため、庁内調整をしながら検討させてもらいたい。

(会長) 今の点は、「又は」ということでできることになっているのか。少し意外である。それとも当然に両方ができるということなのか。

(事務局) 契約の条項の中には、契約の解除と損害賠償の両方が入っている。

(会長) 実際どちらになるかというのは、事案ごとに決めることとし、道具としては双方が定められているということか。

(事務局) そのとおりである。

(会長) それだけでなく、次回の報告のときで構わないが、市の入札への資格への影響についても調べてもらいたい。すなわち、契約違反があった業者については、競争入札の参加資格を一定期間停止するのということであるが、市においてあらかじめ要綱が定められていて、その中に契約違反があった場合には参加資格を停止するものと推測している。私は、そのような規定を見ていないので、明確にはわからないが、道具としてそういうものもあるのではないかと考えている。本件について新たな情報があった場合には、改めてご意見をいただくこととしたい。

次回の審議会については、審議会に諮問する案件がないため、現時点において開催予定がなく、審議会への諮問があり、開催が必要になったときに改めて日程を調整することを伝えた。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿
 (令和4年6月30日開催)

	氏 名	所 属 等	出欠席	備 考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	金子 さつき	公募委員	出席	
5	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	欠席	
6	清水 善仁	中央大学文学部准教授	欠席	
7	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
8	慎 祥揆	東海大学情報理工学部コンピュータ応用工学科准教授	出席	
9	瀬尾 守一	相模原市自治会連合会理事	出席	
10	土田 伸也	中央大学法科大学院教授	欠席	
11	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	出席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	松浦 薫	弁護士	出席	
14	水島 将司	公募委員	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和5年6月30日まで